

「(速報) インドネシア：海外資金を国内に還流させる規制実施」

三菱東京UFJ銀行
国際企画部 情報戦略グループ

インドネシア中央銀行は、国内市場へのドル流動性供給を目的に、「企業活動における海外資金を国内に還流させる規制」を実施する方針である。9月末までに通達を出し、10月1日より実施される見込み。

9月7日、ダルミン・ナスティオン中銀総裁は、インドネシア国内外為銀行に対し「国内市場にドル流動性を供給するために『企業活動における海外資金を国内に還流させる規制』を実施する方針である」ことを発表した。

規制の内容は、以下の2点。

1. 輸出代金については全量国内銀行への還流を義務付ける。（＝これまで海外に輸出代金をプールしていた企業については、今後、インドネシア国内に入金することになる）。
2. 借入代わり金についても、全量国内銀行への還流を義務付ける。（但し、既存借入のロールオーバーは除く）。

新規制は、10月1日より実施される予定。2012年1月2日までの移行期間が設定される。本件に係る通達は9月末までに出る予定である。

1. については、一部の日系企業と、多くの非日系企業にインパクトがあると考えられる。

今回の規制の趣旨は、「中銀試算で300億米ドル近い国外滞留資金を還流させることで、国内市場にドル資金の流動性を供給する」ことにある。また、同時に国内資金市場の育成を図るのではないかと推測される。

なお、一部のマスコミは、「政府が企業活動における海外での外貨借入規制を検討」と報じているが、当該規制を行う法的根拠がないと考えている政府関係者も多いため、実行される可能性は低そうである。

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部 情報戦略グループ 北村広明
E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp
TEL: (東京)03-3240-7864

することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。

- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

弊行が契約している指定紛争解決機関 全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109、03-5252-3772

受付時間／月～金曜日 9：00～17：00（祝日・12/31～1/3 等を除く）